

事務連絡
令和2年3月30日

各社会福祉施設等 代表者 様
関係団体 代表者 様

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課
兵庫県健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課

社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起について

新型コロナウイルスの感染拡大防止については、かねてより、厚生労働省の通知等により、必要な対応をお願いしているところです。

先般、千葉県において、障害者支援施設の入所者及び職員が新型コロナウイルスに集団感染する事例が報告されており、感染拡大の防止を徹底する観点から、改めて、下記、留意点及び別添の厚生労働省通知の主旨を踏まえた取り組みを職員、利用者に周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

(1) 利用者について

- ・ 送迎前や定期的な体温の計測
- ・ 風邪の症状や熱、強いだるさ、息苦しさを伴う咳、味覚や嗅覚等の異常がないか等の体調の管理
- ・ 家族等の面会の原則、禁止
- ・ 来訪者の検温等感染防止の徹底

(2) 職員について

- ・ 出勤前の検温と職場への報告
- ・ 感染防止対策（マスクの着用、咳エチケット、手洗い、アルコール消毒等）
- ・ 私生活においても、感染者が多い地域への不要不急の外出を控えるとともに、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に参加することは厳に自粛すること。

(3) 管理者について

- ・ 日頃より、利用者及び職員に感染防止に係る周知徹底を図るとともに、当該施設等が感染の疑い及び感染を把握した場合、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。
- ・ また、速やかに当該施設内での情報共有を行うとともに指定権者、関係市町への報告を行う。
- ・ 当該利用者の主治医及び担当の居宅介護支援事業所等に報告を行う。

- (4) 新型コロナウイルス感染症に関する不明・不安な点などがある場合は、県が設置している、24 時間体制のコールセンター（相談窓口、078-362-9980）へ相談してください。

また、下記の相談対象者に該当する方は、医療機関を受診する前に、お住まいの地域を管轄する「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、受診する医療機関についてご相談ください。

【相談対象者】

発熱または呼吸器症状を有し、新型コロナウイルス感染症であることが確定した患者と濃厚接触歴のある方

37.5 度以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前 14 日以内に湖北省及び浙江省等国が指定する国・地域に渡航または居住していた方

37.5 度以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、「発症前 14 日以内に湖北省及び浙江省等国が指定する国・地域に渡航または居住していた方」と濃厚接触歴がある方

【帰国者・接触者相談センターにご相談いただく目安】

以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

- ・風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
- ・強いだるさ (倦怠感) や息苦しさ (呼吸困難) がある方

- 以下のような方は重症化しやすいため、この状態が 2 日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・高齢者
 - ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患 (COPD 等) の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
(妊婦の方へ)
 - ・妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
(お子様をお持ちの方へ)
 - ・小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- 現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

※「帰国者・接触者相談センター」に相談後、医療機関にかかる時のお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

設置場所	受付時間	電話番号	
芦屋健康福祉事務所	平日 9 時～17 時 30 分 ※休日及び夜間 (17 時 30 分～翌 9 時) 兵庫県のコールセンター	0797-32-0707	
宝塚健康福祉事務所		0797-62-7304	
伊丹健康福祉事務所		072-785-9437	
加古川健康福祉事務所		079-422-0002	
加東健康福祉事務所		0795-42-9436	
中播磨健康福祉事務所		0790-22-1234	
龍野健康福祉事務所		0791-63-5140	
赤穂健康福祉事務所		TEL:078-362-9980 FAX:078-362-9874	0791-43-2321
豊岡健康福祉事務所		0796-26-3660	
朝来健康福祉事務所		079-672-0555	
丹波健康福祉事務所		0795-73-3765	
洲本健康福祉事務所		0799-26-2062	

【参考】その他の地域の帰国者・接触者相談センター（令和 2 年 2 月 23 日現在）

- 神戸市保健所 電話 078-322-6829（専用ダイヤル）（土日祝日含む 24 時間）
- 姫路市保健所 電話 079-289-0055（専用ダイヤル）（平日 8 時 35 分～19 時、土日祝 8 時 35 分～17 時 20 分）
- 尼崎市保健所 電話 06-4869-3015（専用ダイヤル）（平日 9 時～19 時、土日祝日 9 時～17 時）
上記の受付時間外のご相談でお急ぎの方は、尼崎市警備室 06-6489-6900 へお願いします。
- 西宮市保健所 電話 0798-26-2240（専用ダイヤル）（8 時 45 分～19 時 平日・土日祝）
- あかし保健所 電話 078-918-5439（専用ダイヤル）（平日 8 時 55 分～17 時 40 分）
その他の時間帯は市役所代表 078-912-1111

(関連通知)

- 1 「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」
（令和2年2月24日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡）
- 2 「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について」
（令和2年2月24日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡）
- 3 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」
（令和2年3月6日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡）
- 4 「社会福祉施設等職員に対する「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」の周知について」
（令和2年3月9日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか事務連絡等）
- 5 「社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起の周知について」
（令和2年3月25日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか事務連絡等）